

連結納税制度に関する専門家会合（第3回）終了後の記者会見議事録

日 時：平成31年4月18日（木）16時01分～16時13分

場 所：財務省国際会議室（本庁舎4階）

○吉沢主税局税制第三課長

今日の専門家会合は、去年10月に開催された政府税制調査会の総会における議論を踏まえて、連結納税制度に関する議論の素材を前もって整理するために設けられた専門家会合として、昨年11月と今年の2月に続いて三回目の開催となります。

今日の会合では、まず、太陽有限責任監査法人の梶川会長に連結納税制度に関するアンケート結果について御報告をいただきました。その後、前回、委員の方々から御意見をいただいた損益の配分方法や制度の濫用の事例、連帯納付責任について御議論をいただきました。その後、時価評価課税、欠損金の利用制限の見直しなどについて議論を行いました。次回会合では、資料の18ページにありましたとおり、連結固有のグループ調整計算の個別論点と新制度にした場合の適用時期・経過措置、その他の論点について議論を深めていくことと承知しております。

私からは以上です。

○記者

まず、今日の全体の議論のポイントや、こういったところで話の進展があったかというところをもう少しみ砕いて説明していただけると助かります。お願いします。

○吉沢主税局税制第三課長

論点は多岐にわたったわけですが、前回、事務負担の簡素化等の方向を踏まえて、個別申告方式としたらどうでしょうかということでも今後議論を進めていこうとなったわけですが、それを前提として制度設計をしていった場合にどういう点が論点になるのかということも今日議論したと考えています。

その際に、まずは連結に入ってくる入り口の要件として時価評価課税や欠損金の利用制限について、組織再編税制と整合性も踏まえながら検討していくべきではないかということをおっしゃったので、その点について具体的に議論して、もちろん意見は様々ございましたので、それはそれとして受けとめて、また今後議論を深めていくということだと思いますので、何かこれで決まったなどそういうものではないと思いますが、そういう形で制度の具体的な設計について議論を深めました。

もう一つ大きな論点となるのが、グループ調整計算をどうするかということですが、これは、次回、具体的には議論しますが、その際の見直しの視点について御議論いただいたことで、次の会合につなげていける土台の議論をしていただいたと思っています。

○記者

次の会合では、資料の18ページの個別論点をということですが、全体の中での次の

会合の位置づけはどういったところになるのでしょうか。

○吉沢主税局税制第三課長

これは専門家会合ですので、技術的な論点を整理するのがマנדートですので、そういう論点について次々に整理をしていっているという位置づけですので、そういう意味では、今、18ページとおっしゃっていただきましたが、次もそういった論点について整理をしながら議論をしていくということで、ステップ・バイ・ステップで議論を深めていくという位置づけだと思います。

○記者

もう一度整理をしていただきたいのですが、今回、何が新しかったという部分ですが、まず、11ページにある組織再編税制との整合性のところをどう理解すればいいのかということについて伺いたいのですが、これは要するに、今の連結納税の制度だと、連結納税を採用しているグループが新しい会社を買ったときは、その買った会社が持っている含み益みたいなものはちゃんと評価し直して、そこに課税も受けた上で、あるいは損が出ていたら、含み損のところはちゃんと吐き出して、身綺麗にしてから入ってこいよという仕組みになっているのだろうと思うのですが、そこは、組織再編税制などもう少し緩やかというか、一緒にこれまで事業をやっていたようなところをM&Aで一緒にするのだったら、その含み益などそういったところは、時価評価ではなくて、簿価などのままで、そのまま入れてもいいよとなっていると思うのですが、そちらの方に寄せていく。だから、今よりも少し易くなるというか、入り口は緩やかにしましょうという理解でよろしいのでしょうか。

○吉沢主税局税制第三課長

御指摘の点は、今の連結納税制度は、連結納税制度を採用したところで、単一の納税主体というように納税主体が変わるという考え方のもとに、身綺麗にという言い方がいいのか分からないですが、一度清算してから入ってきてくださいということがベースになっている制度です。今回、個別申告方式にしたらどうかということで議論をしているわけですが、そうなった場合には、主体が変わるという側面は少し後退するのかなと。変わっていくのかなという意味では、整合性という意味では、今の制度でいくと、組織再編税制の方に少し寄せていくこととしてはどうかという議論をしています。

おっしゃるように、12ページに示していますが、そうすることによって時価評価課税になる対象は、連結納税制度の現行と比べると縮小するのではないかと御説明させていただきましたが、緩くなるといえば緩くなるという理解でもよろしいのかと思います。

○記者

連結からどこかに売却するなど、そういった出ていくときに課税を受けるという形になるのですか。

○吉沢主税局税制第三課長

出ていくときに全て課税を受けるというわけではなくて、ここも組織再編税制との整合性というように示しておりますが、現行の組織再編税制だと一定の要件がありますが、離脱するときにその事業が継続しない場合には課税をすることになっていきますので、そちらに合わせていってはどうかという議論をしていたということだと思います。

○記者

分かりました。

あと、アンケートでもおっしゃっていたように、企業にヒアリングをしていると赤字を使えるかどうかというところが重要だと思うのですが、12ページ、13ページでの欠損金の、連結に入った後に赤字をどのくらい持ち込めるのかというのは、今と見直した後ではどう変わりますか。

○吉沢主税局税制第三課長

欠損金の持込み、入り口のところですか。

○記者

そうです。入り口のところでの持ち込みという。

○吉沢主税局税制第三課長

今回の資料だと、14ページで御説明させていただいた内容は、現行制度だと、連結子法人が持ち込んだ欠損金はその子法人の所得の範囲内であれば控除可能。連結親法人の欠損金は制限なく控除可能という制度になっておりまして、今回は個別申告方式に移行することと、あとは、恣意的な税負担の調整が行いやすくなるのではないかと、このことを踏まえて、親子の別なく、親法人も含めて自己の所得の範囲内で控除することとしてどうかと。

○記者

では、連結のグループから見て子会社の赤字については基本的に今までどおりだけれども、みんなフラットになるわけだから、例えば親は、今はどれだけ赤字があってもいいわけですね。この前の日立さんの説明だと、親にたまりにたまった赤字をどうするかみたいな話でしたが。

○吉沢主税局税制第三課長

そうなのですが、この前の日立の濱田部長の話というのは、制度開始後に親法人に赤字がたまっていくというケースについて、連結制度を採用していれば損益通算は可能なので、入り口の話なのか、その制度の運用といいますか、制度を採用した後の話なのかというところは区別して考える必要があるのと思います。

○記者

ただ、連結を始めるに当たって、親に赤字をためるだけためて、子会社の方で切り捨てられる分の赤字も親にためておいて、みんなで合算して税負担を少なくしましようにみたいなものはできなくするということですか。

○吉沢主税局税制第三課長

そういうものは恣意的な面があるのではないのでしょうかということで例示をさせていただきます。

○記者

基本的なことで、今の話の流れなのですが、連結に加入する前の持ち込みについて、親法人については親法人の所得だけで損益通算を可能にして、子については現行どおり、単体の所得だけで損益通算という仕組みになると。

○吉沢主税局税制第三課長

そういう仕組みでどうでしょうかという論点を提示して御議論いただいたということです。

○記者

それが一つで、連結を導入した後については全体で損益通算をするということでもよろしいのですね。

○吉沢主税局税制第三課長

それは基本的に現行制度ということです。

○記者

それと同じなので、今回のメインになっていたものは、持込みの話の親の、どこまで影響させるかというところがポイントだったということでもよろしいのですか。

○吉沢主税局税制第三課長

はい。

○記者

ありがとうございます。

○吉沢主税局税制第三課長

ありがとうございました。

[閉会]